

# 神社本庁を私物化する 二人の妖怪 告発

山口智  
奈良県宇陀市三島神社神官



## 神社本庁のラスプーチン

現在、全国の神社の大部分である約八万社が加盟している神社本庁には妖怪がいる。そしてこの妖怪は、神社本庁を混乱させているのみならず、神社界のイメージを傷付け、はじめに神祀りを行っている全国の神社の努力を嘲笑っている。

その妖怪の名は、神社本庁総長の職にある田中恆清である。田中はま

た、京都にある古社石清水八幡宮の宮司でもある。もうひとり、この妖怪とも行動する神社本庁のラスプーチンと言われる男がいる。その男の名は、打田文博。彼は、神社本庁の政治部ともいべき神道政治連盟の会長であり、静岡県森町一宮にある小國神社の宮司である。神社本庁の現状を憂う人たちは、現在の神社本庁を「田中・打田体制」と呼ぶ。

それでは、この「田中・打田体制」

の何が問題なのか。著名な神社の宮司、神社本庁元職員ら神社界関係者に話を聞くと、大要次のとおりである。

(一)神社本庁の私物化

(二)恣意的な人事

(三)闇世界とのつながり

以下、具体的に記す。

田中総長と打田会長による神社本庁の私物化の要点は、批判派によると大きく分けて神社本庁財産の恣意

的かつ不必要な処分と恐怖人事である。

まず、神社本庁の財産処分については、現在、川崎市内にあった職員宿舎の土地および建物の売却を巡って、この売却が背任にあたるか指摘して懲戒解雇処分を受けた稲貴夫元神社本庁総合研究部長らとの間で民事訴訟となっていた。本年三月十八日に出された第一審の東京地裁判決は、被告神社本庁の全面敗訴となった。

神社本庁側は、この判決を不服として東京高裁に一部役員の方針を押し切り控訴したが、一審判決のチェックを迅速にするよう運用が改正された第二審において、全面敗訴の一審判決を覆すには相当な理由が必要である。控訴は単に、神社本庁執行部の面子のためと時間稼ぎが目的でなされたとみる向きが多い。

## 前代未聞の事態

それでは、この訴訟は何が争点となったか。

二〇一五年十一月に神社本庁執行部は、同庁が川崎市内に所有する簿価で七億五千万円、時価で三億円を下らないとされる高価物件である職員宿舎の用地および建物を、不動産業者に一億八千四

百万円で売却しようとした。

これを看過できないと神社本庁の職員有志が反対し、稲元部長は、宗教学者神本元昭の基本財産を構成している土地および建物を時価をはるかに下回る価格で売却することは、実質的なトップ（なお、神社本庁の形式的なトップは総長であり、また象徴的な名譽職として通常皇室関係者があてられる総裁がいる）である田中恆清総長や、当該不動産業者と親しく、田中総長の右腕とも後盾とも言われる神道政治連盟の打田文博会長による背任行為である、と指摘する文書を神社本庁役員二名に手渡した。

田中総長側はただちに反撃。稲元部長は懲戒解雇処分を受け、また同じく職員であった瀬尾芳也元教化広報部長が懇親会の席上で総長批判をしたりしたところ、降格および減給

## ●神社本庁の惨状



田中恆清氏が総長になってからトラブルが続出（写真/時事）

## ●神社本庁の惨状

2002年	京都霊山護国神社
2004年(10年に復帰)	明治神宮
2010年	氣多大社
2013年	梨木神社(京都市)
2017年	富岡八幡宮
2019年	建勲神社(京都市)
2020年	金刀比羅宮

神社本庁の副総長から総長になるまではなかったことである。以下、そのような事例を簡単に紹介する。

### ①明治神宮脱退事件

二〇〇四年四月に、東京の明治神宮に天皇皇后両陛下が御参拝（より正しくは御親拝という）されること

処分を受けてしまった。  
稲、瀬尾の両名はこれを不服とし、処分無効を求めて東京地裁に提訴したのである。

東京地裁の判決は、本件土地および建物の売買が時価を大幅に下回る価格で行われ、格安で土地を入手した業者が即座に転売し、約三千万円の利益を得たことを認定し、田中総長の行為は背任とまではいいないが、稲元部長らが背任行為があったと思つたのには相当な理由があったとして、神社本庁による同部長らに対する懲戒解雇処分等は無効と断じた。原告の全面勝訴、すなわち被告神社本庁全面敗訴となつたのである。

また、東京地裁は判決文のなかで、当該不動産業者は、本件売買以前にも被告神社本庁および被告と関

係の深い法人との取引などで利益を得ていたと認定している。なお、この訴訟のなかで、当該不動産業者が稲川会系の暴力団と関係があるかどうかも争われた。

このようなことは、戦後の一九四六年に神社本庁が設立されて以来、前代未聞の事態であり、現執行部の運営に批判の目が向けられるのは当然と言えよう。

### 権力的すぎるやり方

良識ある神社関係者、特にだれもが知っている大社の宮司たちのなかには、現在の神社本庁のあり方に批判的な人も多い。

東京大神宮松山文彦宮司をはじめ、神社本庁前副総長の小串和夫熱田神宮名譽宮司、吉田茂穂鶴岡八幡宮宮司、出雲大社千家尊祐宮司、昨

になつたため、同神宮では総代等に案内状を出したが、その案内状のなかで両陛下のことを「両殿下」と誤記してしまつた。

これを咎めた神社本庁（当時、田中氏は副総長）が宮司の進退伺を出すように迫つたところ、逆に同神宮は神社本庁の対応は権力的すぎると反発し、同年八月に脱退した（その後、二〇一〇年に復帰）。なお、当時の筆頭権宮司によると、宮内庁は「こういう間違いが生じないように以後よく注意してください」と常識的な対応であつたという。

なお、この時、明治神宮と外山宮司の自宅には、いわゆる右翼の街宣車が繰り出したため、宮司の身の危険を感じた同神宮では、裁判所に接近禁止の仮処分を申請したほどであり、その背後に神社本庁上層部が関

年、神社本庁を批判し脱退した香川県金刀比羅宮琴陵容世宮司、考古学によると伊勢神宮、鹿島神宮と並んで古いとされる宗像大社の葦津敬之宮司、太宰府天満宮の西高辻信良前宮司などを挙げることができる。

このほか、これらの神社ほど大きくもなく、知名度も高くないが、日々地道に神祀りを行い、神道の伝統を守っている多くのいわば草の根の神社の多くが神社本庁の現状を憂えているが、彼らは表向き大きく批判の声をあげることもなく、いわばサイレントマジョリティーとして、神社本庁の枠内に留まっているのである。

「田中・打田体制」は、筆者が知る限りでも、本件のほか次のような多くのトラブルを生じさせているが、このようないわば不祥事は、田中が

与していることが疑われた。

### 息のかかった人物を宮司に

#### ②檀原神宮脱退未遂および宮司人事

二〇〇六年六月、伊勢美登宮司の後任宮司について、檀原神宮（奈良県橿原市）が具申した人物を神社本庁が拒否したため、伊勢宮司が脱退を考えると息まき、同宮司と親しい関係者のとりなしで脱退を思い留まつたことがあつた。

結局、伊勢宮司の後任には、田中総長の意になつた宮中で掌典次長を経験した人物が送り込まれたが、経験不足と老齢による衰えのため、勅祭社（全国に十六社あり、例祭等に天皇の勅使が派遣される重要な神社）の宮司にふさわしい振る舞いができずに終わった。

なお、その後任も、神社本庁の幹

## ●神社本庁の惨状

ず、二〇一六年二月に、神社本庁の総務部長をしていた人物を強権的に送り込んだ。以後、同神宮では、市民によってこの落下傘宮司の罷免を求める署名活動が行われるなど、ぎくしゃくした状態が続いている。

### アメとムチで権力を伸張

それでは、なぜ田中総長と打田会長はこのような体制を築くことができたのであろうか。田中総長は、いまは廃刊されているが、かつては神界のことなどを取り扱う「新中外」というイエローペーパーともいうべき新聞を発行していた青木という編集長とタイアップして、自分の気に入らない宮司や神社本庁職員については、同紙にネガティブキャンペーンの記事を連載させ、精神的に屈服させるということを行ってきた。

部経験者で、田中総長と親しい人物が宮司として神社本庁から送り込まれたが（湊川神社より転出）、職員および崇敬者とトラブルを起こすだけで終わったのであった。

なお、そのトラブル宮司の後任選びでも、宮司代務者を立派に務めた権宮司がいたにもかかわらず、田中総長が秘密裏に同神宮の責任役員を京都に呼び、当該権宮司を宮司として神社本庁に具申しないよう説得した。その結果、代わりに祭式作法も完全にできない筆頭禰宜が宮司に就任し、勅祭社の宮司としては心許ない状態が続いている。

### ③氣多大社脱退

二〇〇五年、神社本庁の運営に対して不満を抱いた氣多大社（石川県羽咋市）が脱退しようとする、神社本庁から脱退に関する神社規則の

不備を指摘された。氣多大社は最高裁まで争って勝訴し、二〇一〇年に脱退した。

その過程で、神社本庁は強引に自分たちの息のかかった人物を宮司として送り込もうとしたため、宮司が二人いるという異常な事態の時期もあった。

### ネガキャンで屈服させる

#### ④富岡八幡宮脱退

富岡八幡宮（東京都江東区）が、その社家である富岡家出身の女性神職を宮司にしようとする神社本庁に具申したところ、神社本庁が拒否。富岡八幡宮は、二〇一七年九月に神社本庁を脱退し、その女性神職が宮司に就任した。

なお、富岡八幡宮では、その三ヵ月後の同年十二月に、当該女性宮司

が弟の元宮司に同宮近くで刺殺されるという事件が起きた。

### ⑤金刀比羅宮脱退

金刀比羅宮（香川県琴平町）は、令和元年十一月に行われた皇位継承の最重要祭祀である「大嘗祭」の際に、本庁からお供えの金銭（幣帛料）が当宮だけ配られなかったと主張し、令和二年十月に神社本庁を脱退した。

しかし、この離脱の背景には、今回訴訟で問題となった土地建物売却問題をはじめ、神社本庁の現執行体制に対する不信感があったとされている。

### ⑥宇佐神宮宮司人事

宇佐神宮（大分県宇佐市）が、宮司として同神宮の社家出身の女性神職を神社本庁に具申したところ、神社本庁は経験不足等を理由に承認せ

なお、この新中外の事務所所在地と統一教会の支部の住所が同じである、という指摘がなされたこともある。

他方、田中総長に従う神職や神社本庁職員には、大きな神社の宮司ポストなどを斡旋するなど便宜を図り、人心を掌握してきたのである。

また、打田会長は、持ち前の人付き合いの良さなどから、神道政治連盟のなかで頭角を現し、事務局長を経て会長となっているが、裏の顔としては、田中総長の方針に従わない神社本庁職員を人事面での不利益を仄めかして恫喝するようなこともあったらしい。

このように、田中総長と打田会長はいわばアメとムチを巧みに使い、権力を伸張させてきたのである。

神社本庁憲章第二条第一項は「神

社本庁は、神宮を本宗と仰ぎ、奉賛の誠をささげる」とし、同条第二項は「神社本庁は、神宮及び神社を包括して、その興隆と神徳の宣揚に努める」と規定し、神社本庁を全国の加盟神社の包括団体と位置付けている。

「包括」という用語には曖昧さがあるが、戦前の内務省神社局のような監督機関でないことは明らかである。

稲元部長は次のように語っている。

「もともと、神社本庁というのは、神社の運営など全国の神社に共通する課題について指針を示したり、神職の教育を行ったりするのが役割でした。ところが、平成十年前後から打田神道政治連盟会長が裏で実権を握り、神社本庁執行部を動かすようになっていったのです。そして、本来の理念と離れて政治的活動が独り歩きし、組織運営も私物化、ブラッ



令和3年 2021年7月1日発行  
7月 (毎月1回26日発売)  
通巻62号

7 **中国には武器を使え**  
神本庁私物化、二人の妖怪  
山口智 梶井勝人 遠藤 誉

総力大特集 83ページ  
**菅政権、コロナと闘う!**

**実子誘拐に法改正を 鈴木貴子・三谷英弘**

**バイデン政権五つの重大危機 島田洋一**

**尾身茂こそ禪を締め直せ 蒔蒨問答 堤堯・久保紘之**

**「さざ波」騒動、本当の黒幕は誰か 山口敬之**

**立憲民主党は日本に絶対必要ない 蓮舫と枝野の度し難い人種差別 ロ・アトキンソン**

**「さざ波」で「東京五輪中止」の愚 高橋洋一**

**尾身茂亡国論** 科学性ゼロの専門家集団 小川榮太郎

**百田尚樹の中国虐殺全史**

**安倍晋三** 前総理 独占インタビュー 歯を食いしばって菅政権を支えよう 聞き手・石橋文登



クボックス化したのです。現状を変える力を持つのは十七名いる理事ですが、過半数が田中派です」

**自浄作用は働くか**

神社本庁は、敗戦に伴い神社院が廃止され、神道を日本人の精神的支柱とならないようにしようとするGHQによって「神道指令」が出されるという危機的状況のなかで、日本の宗教的伝統を何とか守るために、関係者の必死の努力によって民間の宗教法人として設立されたものである。

田中総長は、神社本庁のこの基本的性格および役割を十分に理解しておらず、戦前の神社院や内務省神本局同様に全国の神社と神職を管理する権力機関であると思いついて、多くのトラブルを引き起こして

いるのである。

なお、田中が総長職に固執するのは、宮司を務める石清水八幡宮の財政状況が逼迫しており、総長職によって得られる年間二千数百万円の報酬が同氏にとって魅力的であるのと、銀行融資を受ける際に有利に働くからである、と指摘する人たちもいる。

以前は、総長職は名誉職で、就任した者はボランティアに近い形で務めていたのだが、田中総長の前任で打田会長と同郷の矢田部三島大社宮司が総長になってからこのような高額報酬を受け取るようになった。

また、石清水八幡宮の若い神職の給料は、同規模の他の神社に比べてかなり低く、親から仕送りを受けている者もいるそうである。

いまの神社界には、自浄作用が働かないのであろうか。現状をおかし

いと思わず、第一審とは言え訴訟で全面敗訴しても、理事会等で総長追及の声も上がらず、総長による控訴方針を唯唯諾諾と支持するというのでは、百年河清を俟つような状態に陥っているのかもしれない。

「田中・打田体制」に終止符を打ち、神社本庁を正常化させるには、神道の伝統を守り、全国津々浦々で神祀りを行っているサイレントマジョリティーの神職が、良識を持つ大社の宮司たちと一緒に勇気を出して声を上げるほかないのではなからうか。

(文中敬称略)

やまぐち さとし  
一九五二年 奈良県生まれ。京都大学法学部卒業、メキシコ州立自治大学留学、国家公務員上級甲種法律職合格、国連英語検定試験合格、ILO(国際労働機関)シユネーブ本部勤務。在コロンビア日本国大使館一等書記官、財団法人建設経済研究所理事などの様々なポストを歴任。二〇〇二年、神社本庁より権正階を授与され、三島神社(奈良県宇陀市)禰宜に任命される。〇六年、神社本庁資格検定試験明階合格。一三年、神社本庁より明階を授与される。